

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年六月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年六月七日

埼玉県北本県土整備事務所長 小 島 孝 文

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 北根菖蒲線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>で ら 同市広田字東間三六九八番一 地先 ま か 鴻巣市広田字東間三六二三番一 地先 か ら 同市広田字東間三六九八番一 地先 ま で</p>	<p>で ら 同市広田字東間三六九八番五 地先 ま か 鴻巣市広田字東間三六二三番一 地先 か ら 同市広田字東間三六九八番五 地先 ま で</p>	<p>区 間</p>
<p>一六・〇八〇一七・五四</p>	<p>八・〇二〇八・一四</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>四〇九・〇〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p>